

# そうじゃ 絆通信！

平成30年7月20日

No.10

8時00分現在

災害対策本部

0866-92-8570

※網掛けは、前回からの変更箇所

連日最高気温が35℃を超える予報です。

**熱中症**には十分注意してください！

(詳しくは **13. 熱中症の予防** をご覧ください)

## 1. 交通情報

○国道180号線 7月11日(水) 宍粟～高梁市段町(L=17km)開通予定⇒7/11 17:00開通  
(うち0.1kmは規制を継続(片側交互通行))

迂回路として岡山総社IC～賀陽IC 無料開放中⇒7/11 20:00終了

○総社賀陽線(総社市榎谷) 7/11 17:30開通

○469号線 浅原峠 7/12開通(片側通行有)

○桃太郎線 全線開通済み

○伯備線 7月11日(水)～岡山・豪溪間 運行(3-4割の運行)

※7月19日(木)から総社～備中高梁駅および備中高梁～新見駅間、新見～上石見駅間において伯備線のバス代行運送を行います。詳しくは別紙をご参照ください。

○臨時バス(井原鉄道)

井原鉄道では、浸水の影響により「総社駅～三谷駅」間を運休とし、バスによる代替輸送を行っています。詳細は井原駅(☎0866-62-6669)または本社(☎0866-63-2677)までお問い合わせください。

期間：平成30年7月18日から当面の間

※バスには定員がありますので、ご利用いただけない場合があります。

※道路事情により大幅な遅れが生じることがあります。

また接続する列車に乗車できないことがあります。

○高校生・専門学校生専用 臨時バスの運行(土日祝を除く)

対象者：JR伯備線を利用している高校生、専門学校生

運行期間：7/13からJR伯備線総社～高梁間が運行するまで

<高梁発 ⇒ 総社着>

高梁駅東口	広瀬 (停)	昭和小学校 (停)	日羽 (停)	豪溪駅口 (停)	総社駅
6:00	6:12	6:22	6:28	6:35	6:55
6:30	6:42	6:52	6:58	7:05	7:25
16:25	16:37	16:47	16:53	17:00	17:20

17:45	17:57	18:07	18:13	18:20	18:40
-------	-------	-------	-------	-------	-------

< 総社発 ⇒ 高梁着 >

総社駅	豪溪駅口 (停)	日羽 (停)	昭和小学校 (停)	広瀬 (停)	高梁駅東口
7:15	7:35	7:42	7:48	7:58	8:10
8:00	8:20	8:27	8:33	8:43	8:55
18:35	18:55	19:02	19:08	19:18	19:30
19:40	20:00	20:07	20:13	20:23	20:35

※道路の混雑状況により、バスが遅れる可能性がありますのでご了承ください。

※乗車運賃は無料です。

## 2. り災証明・被災証明

○「り災証明書」と「被災証明書」の違い

「り災証明書」：災害により被災した住宅の被害の程度を総社市が証明するものです。

「被災証明書」：床下浸水と、住家に付随する家財道具や車両が被災したことを総社市が証明するものです。

※被災証明書は7月16日（月）から受付開始、写真等で被災の状況を確認し、その場で証明書を発行します。

※床上浸水等ですでにり災証明申請を提出している方は、り災証明書交付と同時に被災証明書を交付いたしますので、被災証明申請の提出は不要です。

### ○使用用途

	り災証明書	被災証明書
内容	災害により被災した住宅の被害の程度を総社市が証明するもの	床下浸水した建物や、住家に付随する家財道具や車両が被災したことを総社市が証明するもの
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床上浸水した建物</li> <li>・大きく破損した建物</li> </ul> （ガラスの破損なども含みます）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床下浸水した建物</li> <li>・家財道具や車両等</li> </ul>
使用用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者支援制度の適用（被災者生活再建支援金、災害復興住宅融資など）</li> <li>・損害保険の請求 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務先への提出（休業証明など）</li> <li>・車の廃車手続き</li> <li>・銀行からの融資</li> <li>・損害保険の請求 など</li> </ul>

### ○受付場所・日程

設置時期	場所	時間	電話
常設（土日祝も開設）	総社市役所（1階ロビー）	9:00～17:00	☎0866-92-8570
〃	災害対策本部 下原出張所	8:00～20:00	☎080-2300-3770 ☎080-5061-9516

〃	災害対策本部 昭和出張所	〃	☎080-2302-5156 ☎080-5060-9805
土日祝は除く	総社市役所 山手出張所	9:00~17:00	☎0866-92-1241
〃	総社市役所 清音出張所	〃	☎0866-94-0111
〃	総社市役所 西出張所	〃	☎0866-96-0420
〃	総社市役所 北出張所	〃	☎0866-95-8706

### 3. ごみの収集

#### ○ごみの一時仮置き場

- ・西公民館多目的広場→7/12 満杯になったため一時受入停止
- ・西公園（西公民館東側）
- ・下倉橋を美袋方面から山田方面へ渡ったところの広場

#### ○分別の仕方

- ・燃やせるもの           ・可燃性粗大           ・がれき
- ・燃やせないもの       ・不燃性粗大

※燃やせるものと燃やせないものは、ビニール袋に入れてください。透明・半透明であれば、市の指定ごみ袋である必要はありません。

※吉備路クリーンセンターに直接搬入していただいても、無料で受け入れをします。

※災害によらない家庭ごみは、通常通り回収します。これまでどおり、市の指定袋に入れて、集積所に出してください。し尿の汲み取りも、通常通り行います。

### 4. 入浴施設の提供

国民宿舎サンロード吉備路・サントピア岡山総社共通入浴券

共通入浴券 1枚につき 1人入浴できます。

有効期限まで日帰り入浴できます。共通入浴券は避難所で配布します。

○国民宿舎サンロード吉備路 11:00~21:00 ☎90-0550

○サントピア岡山総社 10:00~22:00（最終受付 21:00まで） ☎95-8811

○OSK スポーツクラブ総社 7月12日(木)~

月・水・木・金・土 10:00~22:00 日・祝 10:00~18:00

【対象地区】井尻野、常盤、池田、秦、神在、久代、山田、新本、美袋、水内、日羽、下倉、富山、清音（※地区を証明するものが必要）

○泉リハビリセンター ☎94-5000

月曜日~金曜日 14:30~18:30（男性 14:30~16:30、女性 16:30~18:30）

ご家族ではいれる家族風呂もございます。13:00~16:30（1家族1時間まで）

※タオル、リンスインシャンプー、ボディソープ、ドライヤーなどは備え付けておりますのでご利用ください。

○デイサービスセンター アルフィック総社（三須1524-4） ☎90-1033

期 間：7月17日（火）～7月末まで（日曜日は除く）

時 間：15:30～19:00 を基本とし、利用時間は可能な限りで相談

**必ず事前に事業所への連絡をお願いいたします**

備 考：シャンプー、リンス、石鹸類は備え付けのものが利用できます

タオルはご持参ください（必要に応じて貸し出しも可能）

○セレーノ総社（総社市久代 5127） ☎96-0700

7月16日（月）～ 17:00～21:00

※ただし、月・水・金→女性 火・木・土→男性

○有料老人ホーム JUNO（総社市美袋 619） ☎99-0707

7月12日（木）～ 24時間入浴可

○JUNO デイサービスセンター国分寺（総社市宿 159-1） ☎95-2802

7月12日（木）～ 16:30～20:00

○デイサービス夢ゆり草（総社市中央 1丁目 3-15） ☎95-2328

平日 19:00～21:00 土日 10:00～18:00

※事前の予約が必要です（予約時間 10:00～16:30）

※1組1時間 タオルは持参してください。

○ゆるびの舎（早島町）

月曜日を除く火曜日から土曜日 12:00～20:00（最終受付 19:30）

日・祝 12:00～17:00（最終受付 16:30）

※受付窓口で、住所と氏名を記入。

※月曜日が祝日の場合は、翌火曜日が休み。毎月最終木曜日は休み。

## 5. 支援物資の受け渡し

物資が必要な人は、皆様方からいただいた支援物資をお配りしています。

受け渡し場所：総社市役所南側車庫（物資は、あるもの、必要なものとなります）

受け渡し時間：7:00～20:00

## 6. ボランティア派遣の要望

総社市災害ボランティアセンターへご連絡ください。

☎ 080-2889-5342 / 080-2889-5542

※ボランティアの人数等の状況によりご希望に沿えない場合があります。

## 7. 床上浸水・床下浸水の被害を受けられた方へ

☆消毒用の消石灰の配布を始めました！

配布場所：市役所本庁舎正面玄関、昭和中学校

配布時間：9:00～17:00

☆消毒液（原液）の配布を始めました！

配布場所：市役所本庁舎正面玄関、昭和中学校

配布時間：9:00～17:00

## <使い方>

1. 水に浸かった家具類をすべて持ち出してください。
2. 次に、床と家具をそれぞれ水で洗い、拭き取ってください。
3. 床と家具を十分に乾かしてください。
4. 消毒液を100倍に薄めて、噴霧器で床と家具それぞれに吹き付けてください。

または、消毒液を浸した布などで、床と家具をふいてください。

※消毒液を使う際は、ゴム手袋を使い、目や皮膚にかからないようにしてください。

※誤飲などの恐れがあるため、消毒液は使い切ってください。

※消毒液の入っていた容器は、使用后、十分に水で洗い流してください。

→掃除や泥の除去、乾燥の方法などについては別添の「水害にあったときに」を参照ください

## 8. 災害時無料Wi-Fi（注意喚起）

災害時無料Wi-Fi・00000JAPANを悪用した攻撃にご注意ください。00000JAPANは、緊急時の利便性確保を優先し、通信が暗号化されていません。攻撃者によって、通信の途中で盗聴、偽のアクセスポイントをつかった情報の奪取などの危険性があります。

00000JAPANは、緊急時のやむを得ない安否確認や情報収集のみに利用し、ID・パスワード・個人情報を入力・お金が関係するサービスの利用は極力避けてください。

## 9. 被災者のお子さまのお預かり

○被災された方のお子さま（0歳から小学生）を、無料でお預かりします。

・期間：7月13日（金）、7月17日（火）～7月20日（金）

・時間/定員：9：00～12：00 3名

13：00～16：00 3名 各日、午前午後ともに先着順

・場所：総社ふれあいセンター（総社市中央6丁目6-102）

・備考：り災証明（コピー可）を提出してください。保護者等の送迎が必要です。

詳しくは→総社市ファミリーサポートセンターあい・あい（☎0866-94-5665）

○自閉症等で避難所での生活が難しい子がいれば、倉敷児童相談所へご相談ください。

→倉敷児童相談所（☎080-4269-1900）

○県立大学にも子どもの居場所が設置されました（利用料無料）

・期間：7月18日（水）～

・場所：岡山県立大学5128遊戯室 チュッピー広場

・時間：9:30～16:00

・対象：0歳から小学校低学年（0から2歳児は世話のできる大人の同伴が必要）

・申込み：岡山県子ども未来課に電話にて申込み 086-226-7348

平日 9:00～18:00 土日祝 12:00～17:00（7月末まで）

## 10. 総社市対策本部 昭和出張所、総社市対策本部 下原出張所の開設

7月13日（金）から、被害の大きかった昭和地区・下原地区の早期復興のため、専属の職員を配置した出張所を開設します。り災証明の受付や現場の現状把握など、実際に地域に常駐する

ことでより多くの情報を収集し、被災された方の住環境整備をさらに加速させてまいります。

昭和出張所：昭和公民館（総社市美袋 1915-1）

☎080-2302-5156、080-5060-9805

下原出張所：下原公会堂（総社市下原 867-4）

☎080-2300-3770、080-5061-9516

開設時間：両出張所とも 8:00~20:00

### 11. 豪雨災害に伴う連絡先の変更

今回の災害により、以下の連絡先が変更されています。

- ・雪舟くん・倉敷中央病院往復便の予約 ☎090-3374-8041
- ・北部地域包括支援センター ☎0866-99-1595

### 12. そうじゃ住まいの応援窓口 開設のお知らせ

住まいや各種支援制度について「そうじゃ住まいの応援窓口コールセンター」を開設しておりますが、7月20日（金）から相談窓口が開設されます。

#### ・そうじゃ住まいの応援窓口

場 所：総社市役所（1階ロビー） ※「り災証明書」窓口の隣

電 話：080-2300-1350

時 間：9:00~19:00

### 13. 熱中症の予防

- こまめに水分を補給してください：室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分、経口補水液などを補給しましょう。
- 暑さを避けてください：できるだけ風通しのよい日陰など、涼しい場所で過ごしましょう。
- 熱中症が疑われる人を見かけたら  
涼しい場所へ：風通しのよい日陰など、涼しい場所へ  
からだを冷やす：衣服をゆるめ、からだを冷やす（首回り、脇の下、足の付け根など）  
水分補給：水分・塩分、経口補水液などを補給する
- 自力で水が飲めない、意識がない場合は、すぐに救急車を：「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。  
→詳しくは次頁リーフレット「熱中症予防のために」をご覧ください。

### 14. エコノミークラス症候群の予防

- エコノミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり（血栓）が血

管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

○予防のために心がけるとよいこと

- ・ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- ・十分にこまめに水分を取る
- ・アルコールを控える。できれば禁煙する。
- ・ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。
- ・かかとの上げ下ろし運動をしたり、ふくらはぎを軽くもんだりする。
- ・眠るときは足をあげる。

### 15. 食中毒の予防

高温多湿となっているため、食べ物が腐りやすく、食中毒が起きやすくなります。抵抗力が弱い方は重症化することもありますので、しっかり防ぐことが大切です。

- ・調理や配付、食事の前には、よく手を洗いましょう。水が十分に確保できない場合には、ウェットティッシュ等を活用しましょう。
- ・調理を行う際、食材を火や熱湯で十分に加熱しましょう。野菜などを生で食べる場合には、よく洗いましょう。
- ・下痢、発熱、手指に傷がある方は、食品の調理や配付を行わないようにしましょう。
- ・調理を行う台所や食器などを、可能な限り清潔に保つようにしましょう。
- ・避難所などでは、出された食事は保管せずできるだけ早く食べるようにしましょう。

### 16. ペットの一時預かり

被災された方がご自宅の再建に安心して取り組めるよう、大事なペットをしばらくの間お預かりします（無期限ではありません）。必ず飼い主様ご本人がお申し込みください。

- ・預かり場所：総社市金井戸
- ・注意事項：人手、資金等に限りがありますのでお断りする場合があります。  
また、飼い主のわからないペットはお受けできません。
- ・問い合わせ：アニマルウィズオールウェイズ

詳しくはQRコードからご確認ください。→



### 17. 保険証や現金がない場合の医療機関の受診

被災された方で一定の要件に該当すれば、申告をすることで医療保険の窓口負担や介護保険料の利用料について支払いが不要となります。詳しくは別添のリーフレットを参照ください。

### 18. 電気料金に関する特別措置について

大雨の影響により、家屋損壊および床上浸水などの被害に遭われた方が申し出をした場合、「電気料金の支払期日の延長」や「不使用月の電気料金の免除」などの特別措置を受けることができます。

**「電気料金の支払期日の延長」**: 被災された方の平成30年6月分（支払期日が7月5日以降となるものに限る。）、7月分および8月分の電気料金の支払期日（検針日から31日目の日）を各々1カ月間延長します。

**「不適用月の電気料金の免除」**: 被災以降、全く電気を使用しない場合、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月間に限り、電気料金は請求されません。

(問い合わせ) 倉敷セールスセンター／倉敷市中庄2293番地の2  
フリーダイヤル ☎0120-412-717

## 19. 停電中の住宅を対象とした漏電調査や電気メーターの取り替えについて

中国電力では、停電の申し出をした世帯を戸別訪問し、漏電調査や電気メーターの取り替えを行っています。停電が解消されない住宅については、電気メーターや屋内線の不良が考えられますので、中国電力(株)岡山カスタマーセンターまでご連絡ください。

### 【連絡先】

中国電力(株)岡山カスタマーセンター 0120-412-788

また、ご自宅内部の電気工事のご要望については以下の業者にご相談・発注ください。

業者名	所在地	電話	FAX
株式会社 中電工 倉敷支社	倉敷市中島 1390-2	086-466-1113	086-460-0072
三恭電設株式会社	倉敷市東富井 901-1	086-422-2291	086-424-7145
株式会社きんでん 倉敷営業所	倉敷市東塚 7-4-10	086-455-8619	—

※依頼が多い場合、急ぎの対応ができない可能性があります

## 20. 消費生活相談について

被災地域を対象に、消費生活相談窓口ができました。

- ・平成30年7月豪雨消費者トラブル110番：☎0120-7934-48
- ・消費者ホットライン：☎188（局番なし、通話有料）

詳しくは別添「平成30年7月豪雨消費者トラブル110番」をご参照ください。

## 21. 特定非常災害指定による特別措置について

平成30年7月豪雨による災害が「特定非常災害」に指定されたことにより、運転免許のような許認可等の存続期間（有効期間）の延長などの特別措置が講じられます。詳しくは別添「被災者のみなさまへ」をご参照ください。

## 22. NHK受信料の免除について

NHK放送受信料について、この度の災害で被害を受けた方は、届け出をすることで受信料が免除されます。

### 【免除の範囲】



災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度を受けた建物の放送受信契約

**【免除の期間】**

平成30年7月から平成30年8月まで（2ヶ月間）

免除の手続き等、詳細についてはNHKまでお問い合わせください。

**<問い合わせ>**

NHKふれあいセンター（9:00～20:00、土日祝も受付）

0570-077-077 または 050-3786-5003

**23. 公共職業安定所（ハローワーク）相談窓口の開設について**

岡山労働局は、平成30年7月豪雨に伴い、「豪雨被災特別相談窓口」を管下の全労働基準監督署・公共職業安定所岡山労働局内に開設しています。

★災害による事業縮小等に伴う休業や解雇、採用内定取消しに関する相談

★事業所からの雇用調整や学卒求人取消しに関する相談

**【相談先】** 平日の8：30～17：15

倉敷中央公共職業安定所総社出張所／総社市中央3-15-111

0866-92-6001

**24. 被災者を受け入れることが可能な地方職員共済組合施設**

今回の災害による被災者の皆様への地方職員共済組合の支援として、下表のとおり被災された方に宿泊施設の提供を行っています。被災者については宿泊料無料、食事代は実費をご負担いただきます。

ご利用のお申込みは各施設へ直接お問い合わせください。

<岡山県で被災された方を受け入れることが可能な施設>

施設名	所在地	連絡先
瑞宝園	兵庫県神戸市北区有馬町 1751	078-903-3800
鯉城会館	広島県広島市中区大手町 1-5-3	082-245-2322
ルポール讃岐	香川県高松市中野町 23-23	087-831-3330

# 熱中症予防のために

## 暑さを避ける

### 室内では・・・

- ▶ 扇風機やエアコンで温度を調節
- ▶ 遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
- ▶ 室温をこまめに確認
- ▶ WBGT値\*も参考に

### 外出時には・・・

- ▶ 日傘や帽子の着用
- ▶ 日陰の利用、こまめな休憩
- ▶ 天気の良い日は、日中の外出をできるだけ控える

### からだの蓄熱を避けるために

- ▶ 通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する
- ▶ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす

\*WBGT値：気温、湿度、輻射（放射）熱から算出される暑さの指数  
運動や作業の度合いに応じた基準値が定められています。  
環境省のホームページ（熱中症予防情報サイト）に、観測値と予想値が掲載されています。

## こまめに水分を補給する

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分、経口補水液\*などを補給する

\* 水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。



### 熱中症の症状

- めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い
  - 頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う
- 重症になると、
- 返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだが熱い

詳しくは、厚生労働省ホームページ「熱中症関連情報」をご覧ください。

厚生労働省 熱中症

検索

# 熱中症が疑われる人を見かけたら

## 涼しい場所へ

エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など、涼しい場所へ避難させる

## からだを冷やす

衣服をゆるめ、からだを冷やす

(特に、首の回り、脇の下、足の付け根など)

## 水分補給

水分・塩分、経口補水液※などを補給する

※ 水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの



**自力で水が飲めない、意識がない場合は、すぐに救急車を呼びましょう！**

### <ご注意>

#### 暑さの感じ方は、人によって異なります

その日の体調や暑さに対する慣れなどが影響します。体調の変化に気をつけましょう。

#### 高齢者や子ども、障害者・障害児は、特に注意が必要です

- ・熱中症患者のおよそ半数は65歳以上の高齢者です。高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対するからだの調整機能も低下しているため、注意が必要です。
- ・子どもは体温の調節能力がまだ十分に発達していないので、気を配る必要があります。
- ・のどの渇きを感じていなくても、こまめに水分補給しましょう。暑さを感じなくても室温や外気温を測定し、扇風機やエアコンを使って温度調整するよう心がけましょう。

#### 節電を意識するあまり、熱中症予防を忘れないようご注意ください

気温や湿度の高い日には、無理な節電はせず、適度に扇風機やエアコンを使いましょう。

## 熱中症についての情報はこちら

### ▷ 厚生労働省

熱中症関連情報 [施策紹介、熱中症予防リーフレット、熱中症診療ガイドラインなど]

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/)

「健康のため水を飲もう」推進運動

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/nomou/>

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン [職場における熱中症予防対策]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

### ▷ 環境省

熱中症予防情報 [暑さ指数 (WBGT) 予報、熱中症環境保健マニュアル、熱中症予防リーフレットなど]

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

### ▷ 気象庁

熱中症から身を守るために [気温の予測情報、天気予報など]

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

異常天候早期警戒情報

<http://www.jma.go.jp/jp/soukei/>

### ▷ 消防庁

熱中症情報 [熱中症による救急搬送の状況など]

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9\\_2.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html)

被災者の皆さまへ

# 避難所生活で健康に過ごすために

～ 以下の点にご注意ください ～

## 1 水分・塩分補給 をこまめに



トイレを気にして水を飲む量が減りがちです。こまめな水分・塩分補給で熱中症予防をしましょう。

## 2 手を清潔に



食事の前やトイレの後には手洗いを。流水が使えないときは、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用しましょう。

## 3 食中毒に注意！



出された食事はすぐに食べましょう。下痢、発熱、手指に傷がある人は、調理や配食を行わないようにしましょう。

## 4 体の運動



エコノミークラス症候群の予防、寝たきりの予防のためにも積極的に体を動かしましょう。

## 5 うがい・歯磨き



うがい、歯磨きをできるだけ行い、かぜの予防、口の中の衛生を保ちましょう。

## 6 十分な睡眠・休息



誰もが不安を感じています。休息や睡眠を意識してとりましょう。

## 7 必要なときには マスクを着用



咳をしているときや、アレルギーの原因となるほこりを避けるために、必要なときにはマスクを使いましょう。

## 8 薬で困っている 場合は相談を



薬が手元になかったり、薬で困っているときは、医師、薬剤師、保健師などに相談を。

次の方は避難所の  
事務局に申し出ましょう



妊娠中の方

マタニティマークをつけた妊婦さんにご配慮をお願いします。



産後の方・小さいお子さまをお連れの方

病気などで特別な食事の配慮が必要な方



平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

**保険証や現金がなくても**



**医療機関等を受診できます**

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

**（平成30年10月末まで）**

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方  
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

#### 対象保険者

[岡山県]

岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市  
浅口市 都窪郡早島町 浅口郡里庄町 苫田郡鏡野町 英田郡西粟倉村 加賀郡吉備中央町  
小田郡矢掛町 岡山県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

# 水害にあったときに

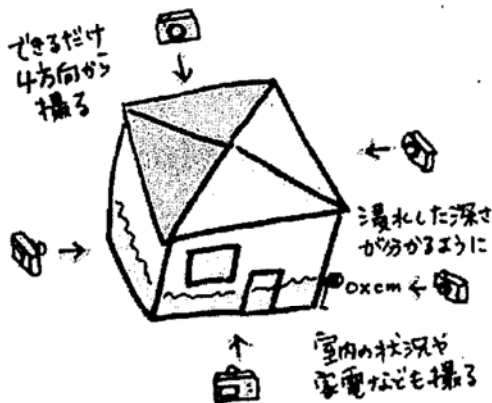
浸水被害からの生活再建の手引き

このチラシは水害にあった際にすることの一般的な手順をまとめたものです。  
落ち着いて、できるところから始めましょう。

## 1 被害状況を写真に撮る

- 被害の様子がわかる写真を撮る
- 家の外をなるべく4方向から、浸水した深さがわかるように撮る
- 室内の被害状況もわかるように撮る

市町村から罹災証明書を取得するときに役立ちます。また、保険金の請求にも必要です。



## 2 施工会社・大家・保険会社に連絡

- 家の施工会社や大家に、家が浸水したこと、浸水のおおよその深さを伝える
- 火災保険や共済に加入しているときは、担当者にも連絡する

※どの火災保険に入っているかわからないときは下記へ問い合わせましょう

自然災害損保契約照会センター  
(一般社団法人 日本損害保険協会内)  
電話：0120-501331 (無料)  
土日祝・年末年始をのぞく 9:15~17:00

## 3 罹災証明書の発行を受ける

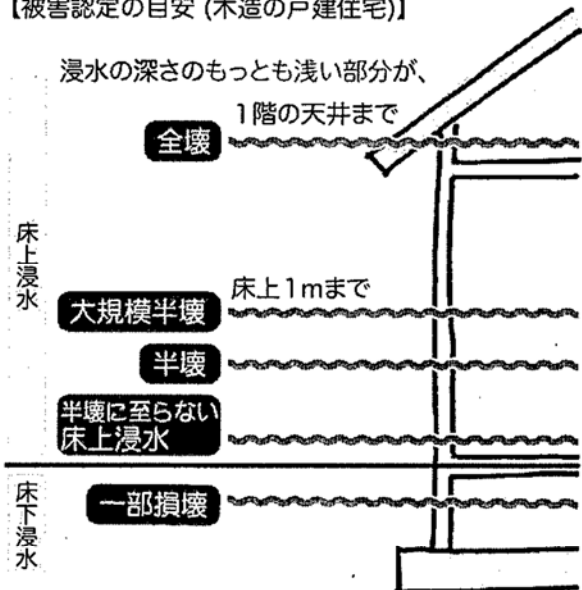
- 市役所・町村役場に浸水したことを申し出る
- 被害認定の調査を受ける

役所に自宅が浸水したことを申し出ると、市町村職員などによる被害調査が行われ、住家の被害程度を証明する罹災証明書が発行されます。罹災証明書は後で公的な支援を受ける際に必要になります。

なお、大規模災害になると申し出がなくとも全戸調査が行われ、発行までには数週間から1か月以上かかることもあります。

被害を判定する1回目の調査の多くは、外から見て行われ、2回目以降は家屋の傾き具合や建物の損傷などから判断されます。判定に疑問がある場合には、再調査を申し込むことができます。

【被害認定の目安(木造の戸建住宅)】



※実際の被害認定は、外観の他に家の傾き、浸水の深さ、柱や床といった家屋の部位ごとの倒壊割合など、一定の基準のもとに行われます。

# 4 ぬれてしまった家具や家電をかたづける

## ●かたづけはゆっくり

上下水道、電気やガスが復旧していないと、思うようにかたづけができません。疲れもたまっているので、慌てずに行いましょう。

## ●作業のあとには手指を消毒

水害後は砂やほこりが舞っています。マスク、ゴム手袋を身につけ、こまめにうがい、消毒を。

## ●ゴミ捨てのルールはふだんと異なる

ゴミ捨てのルールは市町村のチラシや災害FMなどで伝えられます。使える袋の種類や捨てる場所など、正しい情報を得ましょう。

## ●ボランティアにお願いする

多くの方が手伝ってくれます。ボランティアセンター、市町村、社会福祉協議会に相談しましょう。

## ✕ 再利用が難しいもの

畳・じゅうたん・布団



水も吸うと使えない

木製の棚(合板)



車をいたぶりに使っても、あとからカビが生える

## △ 使えるかもしれないもの

ふすま・障子



乾かすと糊や枠は使えないことも

エアコン室外機



しっかり乾かせば使える場合も

トイレ・風呂釜



電気系統以外は洗えば使える

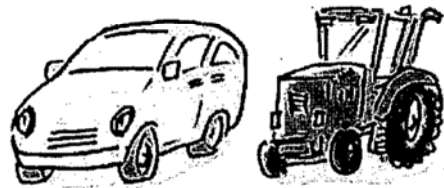
食器類



キッチンハイター(塩素系漂白剤)で消毒すれば使える

## ? こんなものはどうする?

### 自動車・農機具



- ・絶対にエンジンをかけず、修理工場に連絡をする
- ・しばらく乗らないときは車検証とナンバーをはずしておく(盗難防止のため)
- ・「無料で処分する」という悪徳業者に注意

### アルバム・写真類



- ・しっかり洗浄、乾燥すれば復元できる場合がある
- ・水が使えるようになるまでは土などの汚れを落とし、アルバムを広げて日陰で乾かす

### 携帯電話・スマートフォン

- ・電源を入れずに電池、SIMカード、SDカードを外し、保管する
- ・泥水に浸かった場合は防水型でも一度電源を切って乾燥させる
- ・最寄りの携帯ショップに相談する



### 現金・通帳など

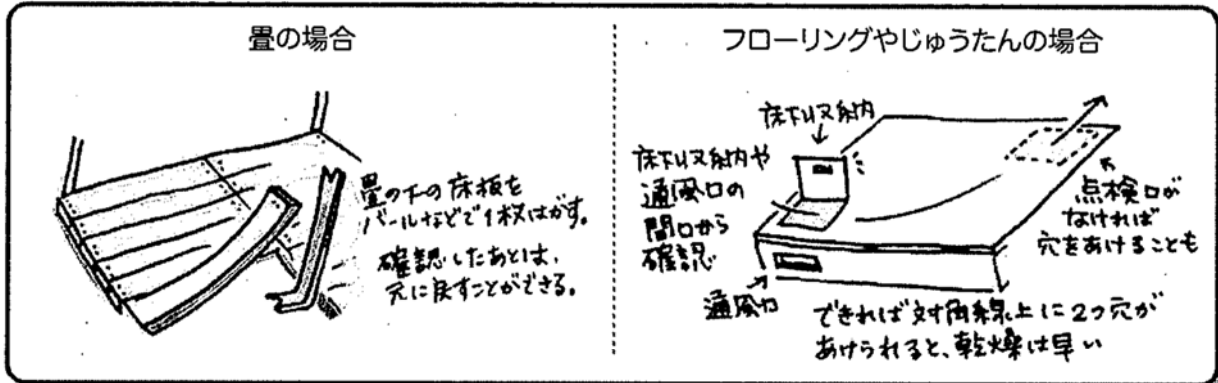
- ・汚れた現金は、一定の条件のもと、新しいお金に換えてもらうことができる
- ・災害のあとは、通帳や印鑑がなくても便宜的に支払いに応じてくれることがあるので、取引銀行や金融機関に相談する

## 5 床下の掃除・泥の除去・乾燥

ぬれた家をそのまま放っておくと、後からカビや悪臭が発生し、生活に支障がでる場合があります。まずは床下の状態を確認してください。自分でできない場合は、施工業者やボランティアに作業をお願いしましょう。



### ●床下に水・泥が入り込んでいるか確認する



### ●泥の除去と床下の消毒をする

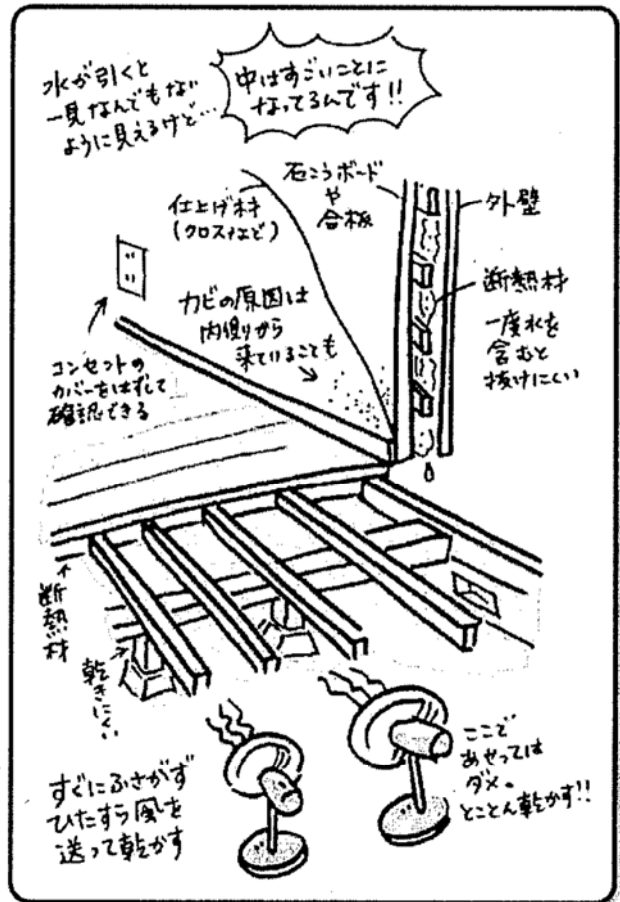
- ・床下の泥をかき出して洗い、消毒する
- ・消毒剤は注意書きをよく読んで使う

#### よく使われる消毒剤

- ・消石灰（しょうせっかい）  
湿った床下の土にまく。素手でさわらない。
- ・逆性石けん（ベンザルコニウム塩化物）  
「オスパンS」が代表的な商品名。水でうすめて家財や床材、手指の消毒に使う。原液を素手でさわらない。

### ●カビを防ぎ、とにかく乾燥

- ・床、壁、天井などに消毒用エタノール（80%溶液）をスプレーし、ぞうきんでふき取る
- ・家具などに使う際は、色落ちしないか目立たないところで確認する
- ・換気をよくし、火気を使わない
- ・壁も水を吸っているのので、中を確認する
- ・しっかり乾燥させるには最低1ヶ月ほどかかる





## 6 掃除をするときの服装

基本は肌の露出を避けること。



※これらはホームセンターなどで購入できます

## 7 復旧のまえに確認をすること

### ●電気(ブレーカー)

- ・水害の後にブレーカーが落ちていたら、どこかで漏電しているかもしれないため、電力会社に相談する
- ・避難などで家を離れるときはブレーカーを切っておく



### ●水



- ・水道復旧直後は水が汚れている場合があるので、しばらく流す
- ・井戸水は水質検査が終わるまで飲まない
- ・浄化槽の場合は、トイレや風呂を使う前に点検をする

### ●ガス



元の位置から動いてしまったプロパンガスのボンベは、復旧をする前にガス業者に点検を依頼する

この手引き「水害にあったときに」には、必要な手続きや作業をよりくわしく説明した「冊子版」もあります。下記のホームページ、または連絡先までお問い合わせください。

作成：震災がつなぐ全国ネットワーク  
〒461-0001 愛知県名古屋市中区泉1-13-34 名建協2階  
(認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード内)  
TEL: 052-253-7550 FAX: 052-253-7552  
ホームページ <http://blog.canpan.info/shintsuna/>

私たち「震災がつなぐ全国ネットワーク」は、阪神・淡路大震災(1995年)以降、数々の被災地で支援活動を行ってきた、約30のNPOやボランティア団体からなるネットワーク組織です。過去の水害被災地への支援経験をもとに、この手引きを作成しました。

監修：鎌屋一(跡見学園女子大学教授・一般社団法人福祉防災コミュニティ協会代表理事)  
参考：内閣府(防災担当)災害に係る住家の被害認定基準運用指針(H25年6月)

※本手引きは日本財団活動助成によって作成されました。

Supported by 日本 THE NIPPON 財団 FOUNDATION

第1版発行：2017年3月

# 浸水した家屋の感染症対策

浸水した家屋が浸水した場合は、細菌やカビが繁殖しやすくなり、感染症にかかるおそれがあるため、清掃が大切です！！

## 清掃の時の注意事項

### ● ドアと窓をあけて、しっかり換気

数日して自宅に戻るときは、屋内にカビが発生していることがあります

### ● 汚泥は取り除き、しっかり乾燥

消毒薬は、汚れを取りのぞいた上で使用しましょう

### ● 清掃中のケガ予防に手袋を着用

### ● ほこりを吸わないようにマスクを着用

### ● 清掃が終わったらしっかり手洗い

## 主な消毒方法について

薬液の濃度や用法など消毒薬は、薄めて（希釈して）使用するものがあります。使用上の注意事項を確認してから使用しましょう。

- 汚染の程度がひどい場合、長時間浸水していた場合は、できるだけ次亜塩素酸ナトリウムを使用する。
- 対象物が、色あせ、腐食などにより次亜塩素酸ナトリウムが使用できない場合は、アルコール、塩化ベンザルコニウムを使用する。

消毒薬	対象と使い方	
	食器類・流し台・浴槽	家具類・床
次亜塩素酸ナトリウム (家庭用塩素系漂白剤でも可)	<b>0.02%に希釈する</b> ① 食器用洗剤と水で洗う。 ② 希釈した消毒液に5分間漬けるか、消毒薬を含ませた布で拭き、その後、水洗い・水拭きする。 ③ よく乾燥させる。	<b>0.1%に希釈する</b> ① 泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ② 調整した液を浸した布などでよく拭く。 ③ 金属面や木面など色あせが気になる場所は、水で2度拭きする。
消毒用アルコール	<b>希釈せず、原液のまま使用する</b> ① 洗剤と水で洗う。 ② アルコールを含ませた布で拭く。 ※70%以上のアルコール濃度のものを使用すること ※火気のあるところでは使用しない	<b>希釈せず、原液のまま使用する</b> ① 泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ② アルコールを含ませた布で拭く。 ※70%以上のアルコール濃度のものを使用すること ※火気のあるところでは使用しない
10%塩化ベンザルコニウム (逆性石けん)	<b>0.1%に希釈する</b> ① 泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ② 調整した液を浸した布などでよく拭く。	<b>0.1%に希釈する</b> ① 泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ② 調整した液を浸した布などでよく拭く。

参考：日本環境感染学会 一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法

～被災地域の方を対象に、国民生活センターが消費生活に関する相談を受け付けます～  
平成30年

7月豪雨 消費者トラブル110番

フリーダイヤル な く そ う よ し ん ば い

0120-7934-48

(通話料無料)

開設日：7月13日(金)～

開設時間：毎日10時～16時(土日祝日含む) ※7月13日は13時～16時の受付となります

対象地域：岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県  
(この地域以外からはなりません)

188でも受け付けています\*  
(通話料有料)



※050から始まるIP電話からはつながりません。

IP電話の方は03-5793-4110におかけください。(通話料はご負担ください)

消費者庁 消費者ホットライン  
188キャラクター イヤヤン



相談例

- ・アパートが水浸しになり住めぬ状態だが、このまま家賃を払わなければいけないのか。
- ・市役所を名乗り、義援金を集めると訪問してきた者がいる。信用できるか。
- ・壊れた家屋の修理工事を「火災保険の保険金で行う」と業者に言われたが、信用してよいか。

\*お近くの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。



独立行政法人

国民生活センター

## 被災者のみなさまへ

平成30年7月14日  
内閣府・総務省・法務省

### ご存知ですか？

- ★運転免許のような許認可等の存続期間（有効期間）が延長されます
- ★事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（処分や刑罰を受けません）
- ★法人に係る破産手続開始の決定が留保されます
- ★相続放棄等の熟慮期間が延長されます
- ★民事調停の申立手数料が免除されます

※ 平成30年7月豪雨による災害が**特定非常災害**に指定されることにより、特定非常災害特別措置法に基づき、これらの措置が講じられます。

#### ① 運転免許のような許認可等について、存続期間（有効期間）が最長で平成30年11月30日（金）まで延長されます。

- ◎平成30年6月28日以後に満了する許認可等が対象です。
- ◎対象となる具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日は、**今後、各府省の告示で定められます。**  
告示で定められた許認可等の内容や相談窓口については、  
総務省特設ページ ([http://www.soumu.go.jp/h30\\_July\\_heavy-rain/index.html](http://www.soumu.go.jp/h30_July_heavy-rain/index.html))  
などで、随時更新し、お知らせしていきます。
- ◎なお、告示のない許認可等や告示に指定された地域以外の方などについても、申出により、満了日の延長が認められる場合があります。



総務省  
特設ページ

#### ② 事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（平成30年9月28日（金）までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。）

法令に基づく**届出等の義務**が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが**特定非常災害**によるものであることが認められた場合には、**平成30年9月28日（金）までに履行すれば**、行政上及び刑事上の責任を問われません。

※ 詳細については、法令に基づく届出等の担当窓口にご相談ください。

### ③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保

破産手続開始の申立ては、債務者自らがする場合のほか、債権者もすることができます。

しかし、平成30年7月豪雨の影響を受けて債務超過に陥った法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てをされたとしても、

(1)法人が清算中である場合 または (2)法人が支払不能である場合

を除き、**平成32年6月26日(金)までの間**、裁判所による**破産手続開始の決定はされません**。

### ④ 相続放棄等の熟慮期間の延長

平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村に住所を有していた相続人の方々を対象に、「相続の承認又は放棄」の熟慮期間(平成30年6月28日以後に満了するもの)が**平成31年2月28日(木)まで延長**されます。

### ⑤ 民事調停の申立手数料の免除

平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が、**平成30年6月28日(木)から平成33年5月31日(月)までに**、平成30年7月豪雨に起因する民事に関する紛争について裁判所に民事調停の申立てをする場合には、**手数料の納付が免除**されます。

◎詳細については、最寄りの裁判所にお尋ねください。

〔関連リンク〕

◎裁判所ウェブサイト

民事調停手続

[http://www.courts.go.jp/saiban/syurui\\_minnzi/minzi\\_04\\_02\\_10/index.html](http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minnzi/minzi_04_02_10/index.html)

各地の裁判所一覧

<http://www.courts.go.jp/map.html>

### 参考情報：日本司法支援センター（法テラス）の支援について

法テラスでは、法的問題について、解決に役立つ法制度や各種手続、相談窓口等の情報を提供しています。

被災者の方を対象とした無料法律相談も行っていますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

法テラス・サポートダイヤル おなやみなし 0570-078374  
IP電話からは 03-6745-5600  
受付時間：平日 9:00～21:00  
土曜日 9:00～17:00 (日・祝日休)

姓名  
性别  
年龄

身份证号

联系电话

居住地址

工作单位

备注

1	...	...	...	...	...
2	...	...	...	...	...
3	...	...	...	...	...
4	...	...	...	...	...
5	...	...	...	...	...
6	...	...	...	...	...
7	...	...	...	...	...
8	...	...	...	...	...
9	...	...	...	...	...
10	...	...	...	...	...

11	...	...	...	...	...
12	...	...	...	...	...
13	...	...	...	...	...
14	...	...	...	...	...
15	...	...	...	...	...
16	...	...	...	...	...
17	...	...	...	...	...
18	...	...	...	...	...
19	...	...	...	...	...
20	...	...	...	...	...

21	...	...	...	...	...
22	...	...	...	...	...
23	...	...	...	...	...
24	...	...	...	...	...
25	...	...	...	...	...
26	...	...	...	...	...
27	...	...	...	...	...
28	...	...	...	...	...
29	...	...	...	...	...
30	...	...	...	...	...

31	...	...	...	...	...
32	...	...	...	...	...
33	...	...	...	...	...
34	...	...	...	...	...
35	...	...	...	...	...
36	...	...	...	...	...
37	...	...	...	...	...
38	...	...	...	...	...
39	...	...	...	...	...
40	...	...	...	...	...

41	...	...	...	...	...
42	...	...	...	...	...
43	...	...	...	...	...
44	...	...	...	...	...
45	...	...	...	...	...
46	...	...	...	...	...
47	...	...	...	...	...
48	...	...	...	...	...
49	...	...	...	...	...
50	...	...	...	...	...

51	...	...	...	...	...
52	...	...	...	...	...
53	...	...	...	...	...
54	...	...	...	...	...
55	...	...	...	...	...
56	...	...	...	...	...
57	...	...	...	...	...
58	...	...	...	...	...
59	...	...	...	...	...
60	...	...	...	...	...

61	...	...	...	...	...
62	...	...	...	...	...
63	...	...	...	...	...
64	...	...	...	...	...
65	...	...	...	...	...
66	...	...	...	...	...
67	...	...	...	...	...
68	...	...	...	...	...
69	...	...	...	...	...
70	...	...	...	...	...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...

...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...

...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...

...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...

...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...

...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...

